

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月20日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第9条 任命権者は、<u>職員に時間外勤務</u>（条例第9条第2項の規定により命ぜられて行う勤務をいう。次項及び次条において同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）に<u>時間外勤務</u>を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第9条 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u></p>
<p>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</p> <p>(1) 次号に規定する所属以外の所属に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間</p> <p>(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間</p> <p>(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間</p> <p>イ 1年において勤務する所属が次号に規定する所属からこの号に規定する所属となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数</p> <p>(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間</p> <p>(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事</p>	

委員会が定める時間及び月数

- (2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い所属その他業務の特性又は特別の事情により前号の規定によることが困難な所属として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数
- ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間
エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月
- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な施策の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合（労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員にあっては、同法第33条第1項本文の規定により行政官庁の許可を受け、又は同項ただし書の規定により届け出る場合に限る。）については、前項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)

(育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の3 略

2 略

3 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務等制限開始日とする請求であった場合で、条例第9条の2第1項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務等制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務等制限開始日を変更することができる。

4・5 略

6 略

(1) 当該請求に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）が死亡した場合

(2)～(5) 略

7～9 略

（深夜において常態として子を養育することができる配偶者）

第9条の4 略

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第9条の5 略

2 略

3 第9条の3第5項の規定は、第1項の請求について準用する。

4～6 略

7 第9条の3第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務、時間外勤務及び深夜勤務の制限）

第9条の6 第9条の3（第6項第3号から第5号まで及び第7項各号を除く。）及び前条（第4項第3号から第6号までを除く。）の規定は、条例第16条第1項に規定する要介護者（以下単に「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第2項中「

第9条の2 略

2 略

3 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務等制限開始日とする請求であった場合で、条例第9条の2第1項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務等制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務等制限開始日を変更することができる。

4・5 略

6 第1項の規定による請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1) 当該請求に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）が死亡した場合

(2)～(5) 略

7～9 略

（深夜において常態として子を養育することができる配偶者）

第9条の3 略

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第9条の4 略

2 略

3 第9条の2第5項の規定は、第1項の請求について準用する。

4～6 略

7 第9条の2第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務、時間外勤務及び深夜勤務の制限）

第9条の5 第9条の2（第6項第3号から第5号まで及び第7項各号を除く。）及び前条（第4項第3号から第6号までを除く。）の規定は、条例第16条第1項に規定する要介護者（以下単に「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の2第2項中「

条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第9条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第9条の2第3項の」と、「条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第6項第1号中「子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）」とあり、及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条の3第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の3第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限に関し必要な事項）
第9条の7 第9条の3から前条までに規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（超勤代休時間の指定）
第9条の8 略

（年次休暇の日数）
第11条 略

- (1) 齊一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 別表第1の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数
- (2) 不齊一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 1週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあっては別表第2の左

条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第9条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第9条の2第3項の」と、「条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第6項第1号中「子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）」とあり、及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条の2第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の2第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限に関し必要な事項）
第9条の6 第9条の2から前条までに規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（超勤代休時間の指定）
第9条の7 略

（年次休暇の日数）
第11条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。

欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数、1週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあっては同表の中欄に掲げる当該職員が1年間継続勤務した場合の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数

(3) 前2号に掲げる職員であって、週間勤務時間（条例第2条の規定により定められたその者の勤務時間をいう。以下同じ。）が30時間以上であるもの 20日

(4) 当該年の中途において新たに職員となる者（次号から第10号までに掲げる職員を除く。）又は任期が満了することにより退職することとなる者（次号から第10号までに掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会の定める日数とし、以下この条において「基本日数」という。）（当該基本日数が労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあっては、当該日数）

(5) 新たに職員となる者であって、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務（以下「従前の勤務」という。）と継続するものとされるもの（次号から第10号までに掲げる職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める日数（再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会の定める日数）

ア 略

イ 当該年において従前の勤務を始めた職員 従前の勤務を始めた日におけるその者の在職期間と新たに職員となった日における当該年のその者の在職期間とを合計した期間に応じた別表第3の日数欄に掲げる日数から、同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

(6) 当該年の前年において国、他の地方公共団体又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の職員（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の適用を受ける職員を除く。以下この号及び次号において「国等の職員」という。）であった者であって人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了

(1) 当該年の中途において新たに職員となる者（次号から第7号までに掲げる職員を除く。）又は任期が満了することにより退職することとなる者（次号から第7号までに掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）（当該基本日数が労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあっては、当該日数）

(2) 新たに職員となる者であって、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務（以下「従前の勤務」という。）と継続するものとされるもの（次号から第7号までに掲げる職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める日数（平均勤務時間数（週間勤務時間（条例第2条の規定により定められたその者の勤務時間をいう。以下同じ。）を5で除して得た時間数をいう。以下同じ。）が同日と同日前とで異なる者にあっては、人事委員会の定める日数）

ア 略

イ 当該年において従前の勤務を始めた職員 従前の勤務を始めた日におけるその者の在職期間と新たに職員となった日における当該年のその者の在職期間とを合計した期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

(3) 当該年の前年において国又は他の地方公共団体の職員（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の適用を受ける職員を除く。以下この号及び次号において同じ。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあっては、人事委員会の定める日数）に当該年の前

することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあっては、人事委員会の定める日数)に当該年の前年における国等の職員として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇(以下この条において「年次休暇等」という。)を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(7) 当該年において国等の職員となった者で、人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 国等の職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第3の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(8) 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の適用を受ける職員(以下この号及び次号において「公立学校勤務時間等条例適用職員等」という。)であった者であって人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日(当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあっては、人事委員会の定める日数)に当該年の前年における公立学校勤務時間等条例適用職員等として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(9) 当該年において公立学校勤務時間等条例適用職員等となった者で、人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 公立学校勤務時間等条例適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなし

年における国又は他の地方公共団体の職員として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇(以下この条において「年次休暇等」という。)を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(4) 当該年において国又は他の地方公共団体の職員となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国又は他の地方公共団体の職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(5) 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例(平成30年香川県条例第23号)第1条の規定による廃止前の香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香川県条例第4号)又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の適用を受ける職員(以下この号及び次号において「公立学校勤務時間等条例適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日(当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあっては、人事委員会の定める日数)に当該年の前年における公立学校勤務時間等条例適用職員等として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(6) 当該年において公立学校勤務時間等条例適用職員等となった者で、引き続き新たに職員となったもの 公立学校勤務時間等条例適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当

た場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第3の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(10) 略

- 2 前項第6号から第10号までに掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合における条例第13条第1項の人事委員会規則で定める日数は、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は特に必要があると認める場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に年次休暇の日数を定めることができる。

第11条の2 別表第4の左欄に掲げる場合において、勤務形態（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数をいう。以下同じ。）の変更がされるときは、当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合 条例第13条第1項に規定する日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数

(2) 当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日数（当該日数が当該変更前に付与されていた年次休暇の当該変更の日の前日における残日数を下回る場合は、当該残日数）

ア 当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態（以下この号において「先の勤務形態」という。）を始めたとき 前号に定める日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、別表第4の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

イ 当該年の初日後に先の勤務形態を始めたとき 先の勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、別表第4の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

該年のその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(7) 略

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は特に必要があると認める場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に年次休暇の日数を定めることができる。

第11条の2 勤務時間変更（平均勤務時間数の変更をいう。以下同じ。）がある場合の当該勤務時間変更の日（以下「変更日」という。）以後における職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 当該年の初日に当該勤務時間変更があった場合 条例第13条第1項に規定する年次休暇の日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数

(2) 当該年の初日後に当該勤務時間変更があった場合（次号に掲げる場合を除く。） 前号に定める日数から当該年において変更日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

(3) 当該年の初日後に当該勤務時間変更があった場合において同日後に当該勤務時間変更前の勤務時間変更（以下「先の勤務時間変更」という。）があったとき 先の勤務時間変更があった日において前号の規定により得られる日数から同日以後変更日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

- 2 前項第2号又は第3号の規定により算出された日数に1日未満の端数があり、かつ、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数以上である場合にあっては当該端数を切り上げた日数とし、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数を下回る場合にあっては当該算出された日数（当該日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数）とする。

2 前項に定めるもののほか、人事委員会が別に定める職員の勤務形態の変更がされるときは、当該変更の日以後における当該職員の年次休暇の日数は、人事委員会が別に定める日数とする。

(年次休暇の繰越し)

第12条 条例第13条第2項の規定により当該年の翌年に繰り越すことができる年次休暇の日数は、一の年における年次休暇の残日数が20日（第11条第1項第1号又は第2号に掲げる職員（同項第3号に掲げるものを除く。）にあっては、同項第1号又は第2号に掲げる日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、人事委員会が別に定める日数）とする。

(年次休暇の単位)

第13条 年次休暇は、1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める単位とすることができます。

2 略

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数（週間勤務時間を5で除して得た時間数をいう。第15条第4項第2号において同じ。）

(特別休暇)

第15条 略

(1)～(11)の2 略

(12) 職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内で必要と

(年次休暇の繰越し)

第12条 条例第13条第2項の規定により当該年の翌年に繰り越すことができる年次休暇の日数は、一の年における年次休暇の残日数が20日を超えない場合にあっては当該残日数（当該年の翌年の初日に勤務時間変更がある場合において、当該残日数に1日未満の端数があり、かつ、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数以上であるときには当該端数を切り上げた日数とし、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数を下回るときには当該残日数（当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数））とし、20日を超える場合にあっては、20日とする。

(年次休暇の単位)

第13条 年次休暇は、1日又は1時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、1時間）を単位として与えるものとする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める単位とすることができます。

2 1時間を単位とする年次休暇を使用した場合において、その使用した当該休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

(特別休暇)

第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(11)の2 略

(12) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内で必要と

認める期間
(13)～(21) 略
2～4 略

(介護休暇)
第16条 略

(1)～(3) 略
(4) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び別表第5において同じ。）の父母の配偶者
(5)・(6) 略
2～9 略

(週休日等についての別段の定め)

第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第9条の8第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(県費負担教職員に係る読み替え)

第26条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の8まで、第10条第2項、第13条第1項、第15条第2項、第16条及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

別表第1（第11条関係）

1週間ごとの勤務日の日数	日 数
2日	8日
3日	12日

認める期間
(13)～(21) 略
2～4 略

(介護休暇)
第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(3) 略
(4) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び別表第2において同じ。）の父母の配偶者
(5)・(6) 略
2～9 略

(週休日等についての別段の定め)

第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第9条の7第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(県費負担教職員に係る読み替え)

第26条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の7まで、第10条第2項、第13条第1項、第15条第2項、第16条及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

<u>4日</u>	<u>16日</u>
<u>5日</u>	<u>20日</u>

別表第2（第11条関係）

<u>1週間ごとの勤務日の日数</u>	<u>1年間の勤務日数</u>	<u>日 数</u>
<u>2日</u>	<u>73日から120日まで</u>	<u>7日</u>
<u>3日</u>	<u>121日から168日まで</u>	<u>11日</u>
<u>4日</u>	<u>169日から216日まで</u>	<u>15日</u>
<u>5日</u>	<u>217日以上</u>	<u>20日</u>

別表第3（第11条関係）

略

別表第4（第11条の2関係）

<u>1 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この表において「齐一型育児短時間勤務」という。）を始める場合</u>	<u>勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</u>
<u>2 齐一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする齐一型育児短時間勤務を始める場合</u>	
<u>3 育児短時間勤務職員等が齐一型育児短時間勤務又は齐一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。6の項において同じ。）を終える場合</u>	

別表第1（第11条関係）

略

<u>4 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が齐一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不齐一型育児短時間勤務」という。）を始める場合</u>	<u>勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</u>
<u>5 不齐一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不齐一型育児短時間勤務を始める場合</u>	
<u>6 育児短時間勤務職員等が不齐一型育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち齐一型短時間勤務以外のものを終える場合</u>	
<u>7 齐一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不齐一型育児短時間勤務を始める場合</u>	<u>勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を、当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</u>
<u>8 不齐一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて齐一型育児短時間勤務を始める場合</u>	<u>勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</u>

別表第5 (第15条関係)
略

別表第2 (第15条関係)
略

第1号様式（第9条の3、第9条の5、第9条の6関係）

正規の勤務時間以外の時間における勤務等制限請求書

殿 次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 正規の勤務時間以外の時間における勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 の制限を請求します。		請求年月日 年 月 日 請求者 所 属 職氏名 ㊞
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名 続柄 等 生年月日 年 月 日 (□ 出産予定日) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日	
	2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない。(養育ができる。)
	3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
4 請求に係る期間	正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月)	年 月 日から 年 月 日まで
	深夜勤務の制限 年 月 日から : <input type="checkbox"/> 毎日 年 月 日まで : <input type="checkbox"/> その他()	
	時間外勤務の制限 年 月 日から : <input type="checkbox"/> 1年 年 月 日まで : <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月)	
注1 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が規則第9条の3第6項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。 2 「生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、□出産予定日に印を記入すること。 3 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するための深夜勤務の制限の請求の場合のみ記入すること。 4 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 5 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 6 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。		

第1号様式（第9条の2、第9条の4、第9条の5関係）

正規の勤務時間以外の時間における勤務等制限請求書

殿 次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 正規の勤務時間以外の時間における勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 の制限を請求します。		請求年月日 年 月 日 請求者 所 属 職氏名 ㊞
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名 続柄 等 生年月日 年 月 日 (□ 出産予定日) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日	
	2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない。(養育ができる。)
	3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
4 請求に係る期間	正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月)	年 月 日から 年 月 日まで
	深夜勤務の制限 年 月 日から : <input type="checkbox"/> 毎日 年 月 日まで : <input type="checkbox"/> その他()	
	時間外勤務の制限 年 月 日から : <input type="checkbox"/> 1年 年 月 日まで : <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月)	
注1 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が規則第9条の2第6項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入すること。 2 「生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、□出産予定日に印を記入すること。 3 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するための深夜勤務の制限の請求の場合のみ記入すること。 4 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 5 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 6 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。		

第2号様式（第9条の3、第9条の5、第9条の6関係）
略

第2号様式（第9条の2、第9条の4、第9条の5関係）
略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成31年8月31までの間における改正後の第9条の2第1項第2号ウの規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第9条第2項に規定する再任用短時間勤務職員等及び勤務時間等規則第6条の2に規定する育児短時間勤務職員等の施行日以後の平成31年における年次休暇の日数については、改正後の勤務時間等規則第11条及び第11条の2の規定にかかわらず、この規則の施行の際の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第13条第1項又は改正前の勤務時間等規則第11条若しくは第11条の2に規定する日数の残日数とする。
- 4 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。